

島根県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する
条例等の一部改正について

1 改正要旨

地方公務員の定年年齢を引き上げるための地方公務員法の改正に伴い、
関係する2条例について、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

(1) 島根県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する
条例の一部改正

① 定年前再任用短時間勤務制度の導入に伴い、引用する条項を改める。

(2) 島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の懲戒の手続及び効果
に関する条例の一部改正

① 減給処分の発令により決定した減給額が、その減給期間中に報酬月額
が変更となることにより、変更後の報酬月額の 10 分の 1 を超えること
となる場合に、減給額を変更後の報酬月額の 10 分の 1 に調整するよう
定める。

② 引用する条項を訂正する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

公布の日

(1) 島根県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する
条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(任命権者の報告)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年9月末日までに、広域連合長に対し、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる人事行政の運営の状況を報告しなければならない。</p> <p>(1)～(11) 略</p>	<p>(任命権者の報告)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年9月末日までに、広域連合長に対し、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる人事行政の運営の状況を報告しなければならない。</p> <p>(1)～(11) 略</p>

(2) 島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の懲戒の手続及び効果に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受けける報酬(島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和2年島根県後期高齢者医療広域連合条例第2号)<u>第5条第1項</u>から第3項までに規定する報酬)の額の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受けける報酬の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受けける報酬(島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和2年島根県後期高齢者医療広域連合条例第2号)<u>第6条第1項</u>から第3項までに規定する報酬)の額の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する